

船舶事故調査報告書

令和2年6月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和元年9月2日 00時20分ごろ
発生場所	島根県松江市美保関漁港 美保関灯台から真方位209° 880m付近 (概位 北緯35° 33.6′ 東経133° 19.2′)
事故の概要	遊漁船海輝丸は、西進中、定置網に進入し、同網が損傷した。
事故調査の経過	令和元年12月19日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	遊漁船 海輝丸、4.6トン
船舶番号、船舶所有者等	272-15543鳥取、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラ翼に曲損及び擦過傷 定置網 箱網（上網）に切損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣り客5人を乗せ、釣りを終えて帰港中、左舷船尾方から接近する漁船から離れる目的で針路を右方に変え、西進していたところ、‘美保関漁港東方沖に設置された定置網’（以下「本件定置網」という。）の南東端を示す紅色に点滅する簡易灯浮標（以下「本件標識灯」という。）を見失ったが、本件標識灯を探すことに意識を向けて航行を続けていたところ、本件定置網に進入し、同網にプロペラ翼が絡まり停止した。</p> <p>船長は、携帯電話で船舶所有者に連絡した後、海上保安庁に本事故の発生を通報した。</p> <p>本船には、GPSプロッターが搭載されていたが、避険線を設定していなかった。</p>
分析	本船は、左舷船尾方から接近する漁船から離れる目的で針路を右方に変えて西進中、船長が、本件標識灯を見失った際、本件標識灯を探すことに意識を向けて航行を続けたことから、本件定置網に進入してプロペラ翼が絡まり、本件定置網が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、左舷船尾方から接近する漁船から離れる目的で針路を右方に変えて西進中、船長が、本件標識灯を見失った際、本件標識灯を探すことに意識を向けて航行を続けたため、本件定置網に進入してプロペラ翼が絡まったことにより発生したものと考えられる。

<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 操船者は、障害物の存在を示す表示物標を見失った際は、停船するなどして障害物の位置の確認を行うこと。</li><li>・ GPSプロッターに避険線を設定するなどして搭載する航海計器を有効に使用すること。</li></ul>
--------------	--